**長野県告示第664号**

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

飯田市

2 事業の種類

(仮称) 飯田市南信濃診療所建設事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

長野県飯田市南信濃和田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由**(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)**

(仮称) 飯田市南信濃診療所建設事業(以下「本件事業」という。)は、飯田市が公設の診療所を建設する事業であり、法第3条第24号に掲げる地方公共団体が設置する診療所に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である飯田市は、本件事業について必要な財源措置を講じ、本件事業を既に開始していることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)**ア 本件事業の施行により得られる利益**

飯田市南信濃和田地区(以下「当地区」という。)は、高齢化率が61.2%となるなど住民の高齢化が進んでおり、住民にとって医療機関の必要性は非常に高くなっている。しかし、当地区唯一の民間の医院は、経年により施設や機器の老朽化が進んでいるほか、当地区の人口減少に伴い、採算が取れない経営状況が続いていることから、存続が難しくなっている。

このような状況が続くと、当地区には医療機関が一つもなくなり、当地区の住民が安心して健康に暮らすための住環境に悪影響を及ぼすこととなる。

本件事業の施行により、バリアフリーに対応した施設ができることで、高齢により身体が不自由な患者等にとって利便性・安全性が向上する。また、長期的な運営が可能な診療環境が整備されることで、採算が取れないことを理由に当地区が無医地区となることを防ぎ、住民が安心して健康に暮らすことができるようになる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された2つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。よって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)**ア 本件事業を早期に施行する必要性**

(3)のアのとおり、人口減少・高齢化の進む当地区において、唯一の民間の医院は施設等の老朽化が進んでおり、医療機関の確保と利便性・安全性の高い施設の建設は、喫緊の課題である。よって、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理

的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。よって、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

飯田市役所総務文書課行政資料コーナー

総合政策課

長野県告示第665号

令和5年12月15日成立した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

令和5年度長野県一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------------|------------|---------------|
| 5 地方交付税 | 208,363,000 | 3,203,021 | 211,566,021 |
| 9 国庫支出金 | 156,406,288 | 6,906,375 | 163,312,663 |
| 14 諸収入 | 198,992,460 | 11,787 | 199,004,247 |
| 歳入合計 | 1,077,090,499 | 10,121,183 | 1,087,211,682 |

(2) 歳出

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|------------|---------------|
| 1 議会費 | 1,458,611 | 10,247 | 1,468,858 |
| 2 総務費 | 45,618,105 | 534,463 | 46,152,568 |
| 3 民生費 | 138,503,710 | 1,524,893 | 140,028,603 |
| 4 衛生費 | 51,880,549 | 832,354 | 52,712,903 |
| 5 労働費 | 2,768,973 | 212,075 | 2,981,048 |
| 6 環境費 | 7,011,778 | 347,098 | 7,358,876 |
| 7 農林水産業費 | 43,885,202 | 1,129,475 | 45,014,677 |
| 8 商工費 | 201,826,696 | 2,763,506 | 204,590,202 |
| 9 土木費 | 120,628,541 | 85,922 | 120,714,463 |
| 10 警察費 | 44,170,015 | 475,328 | 44,645,343 |
| 11 教育費 | 187,306,407 | 2,194,119 | 189,500,526 |
| 14 諸支出金 | 102,643,564 | 11,703 | 102,655,267 |
| 歳出合計 | 1,077,090,499 | 10,121,183 | 1,087,211,682 |

2 繰越明許費

鉄道振興対策費ほか59件 金額 36,934,735 千円

3 債務負担行為補正

文化施設管理運営事業ほか12件 限度額 9,766,780 千円

令和5年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-----|---------|
| 3 繰入金 | 214,597 | 293 | 214,890 |
| 歳入合計 | 379,484 | 293 | 379,777 |

(2) 歳出

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----|---------|
| 1 県営林経営費 | 379,484 | 293 | 379,777 |
| 歳出合計 | 379,484 | 293 | 379,777 |

令和5年度長野県企業特別会計補正予算

| 会計名 | 既決予定額 | 補正予定額 | (単位：千円) 計 |
|--------------------------|------------|--------|--------------|
| 総合リハビリテーション事業会計 (第1号) | 2,075,172 | 16,482 | 2,091,654 |
| 流域下水道事業会計(第1号) | 20,823,678 | 0 | 20,823,678 |
| 電気事業会計(第1号) | 23,584,339 | 10,547 | 23,594,886 |
| 水道事業会計(第1号) | 10,047,068 | 7,166 | 10,054,234 |
| 合 計 | 56,530,257 | 34,195 | 56,564,452 |

財政課

長野県告示第666号

令和5年12月15日成立した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部守一

令和5年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

(1) 歳入

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|---------------|------------|---------------|
| 5 地方交付税 | 211,566,021 | 437,220 | 212,003,241 |
| 7 分担金及び負担金 | 1,818,954 | 573,284 | 2,392,238 |
| 9 国庫支出金 | 163,312,663 | 22,798,738 | 186,111,401 |
| 15 県債 | 82,985,000 | 25,174,000 | 108,159,000 |
| 歳入合計 | 1,087,211,682 | 48,983,242 | 1,136,194,924 |

(2) 歳出

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|------------|---------------|
| 3 民生費 | 140,028,603 | 56,414 | 140,085,017 |
| 6 環境費 | 7,358,876 | 315,079 | 7,673,955 |
| 7 農林水産業費 | 45,014,677 | 5,463,347 | 50,478,024 |
| 9 土木費 | 120,714,463 | 42,909,526 | 163,623,989 |
| 11 教育費 | 189,500,526 | 238,876 | 189,739,402 |
| 歳出合計 | 1,087,211,682 | 48,983,242 | 1,136,194,924 |

2 繰越明許費

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費ほか45件 金額 44,385,420 千円

3 債務負担行為補正

公共林道事業ほか2件 限度額 1,430,797 千円

4 地方債補正

社会福祉施設整備事業費ほか9件 限度額 25,174,000 千円

財政課

長野県告示第667号

令和5年12月15日長野県議会定例会において認定された令和4年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部守一

令和4年度長野県一般会計歳入歳出決算

1 歳入 (単位：円)

| 款 | 予算現額 | 決算額 | 比較 |
|------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 1 県税 | 246,343,566,000 | 246,619,901,423 | 276,335,423 |
| 2 地方消費税清算金 | 108,063,913,000 | 108,063,913,290 | 290 |

| | | | | |
|----|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3 | 地方譲与税 | 42,424,336,000 | 42,424,335,001 | △ 999 |
| 4 | 地方特例交付金 | 1,316,409,000 | 1,316,409,000 | 0 |
| 5 | 地方交付税 | 218,391,149,000 | 218,391,149,000 | 0 |
| 6 | 交通安全対策特別交付金 | 558,052,000 | 558,052,000 | 0 |
| 7 | 分担金及び負担金 | 3,162,298,000 | 3,172,309,259 | 10,011,259 |
| 8 | 使用料及び手数料 | 15,586,529,000 | 15,535,718,663 | △ 50,810,337 |
| 9 | 国庫支出金 | 327,401,136,305 | 252,920,718,829 | △ 74,480,417,476 |
| 10 | 財産収入 | 1,430,942,000 | 1,435,970,179 | 5,028,179 |
| 11 | 寄付金 | 1,176,906,000 | 1,230,642,736 | 53,736,736 |
| 12 | 繰入金 | 12,304,335,000 | 9,957,850,846 | △ 2,346,484,154 |
| 13 | 繰越金 | 19,283,325,276 | 19,283,325,888 | 612 |
| 14 | 諸収入 | 186,369,697,000 | 186,987,013,775 | 617,316,775 |
| 15 | 県債 | 139,411,000,000 | 101,334,000,000 | △ 38,077,000,000 |
| | 歳入合計 | 1,323,223,593,581 | 1,209,231,309,889 | △ 113,992,283,692 |

2 歳出

| | 款 | 予算現額 | 決算額 | 比較 |
|----|--------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 1 | 議会費 | 1,442,858,000 | 1,416,472,970 | 26,385,030 |
| 2 | 総務費 | 49,498,663,100 | 47,785,008,484 | 1,713,654,616 |
| 3 | 民生費 | 151,657,700,364 | 143,338,953,543 | 8,318,746,821 |
| 4 | 衛生費 | 69,933,056,000 | 64,092,706,690 | 5,840,349,310 |
| 5 | 労働費 | 2,533,801,000 | 2,287,282,594 | 246,518,406 |
| 6 | 環境費 | 6,424,830,000 | 4,900,887,852 | 1,523,942,148 |
| 7 | 農林水産業費 | 66,322,282,176 | 47,261,350,291 | 19,060,931,885 |
| 8 | 商工費 | 251,627,411,185 | 232,947,319,935 | 18,680,091,250 |
| 9 | 土木費 | 224,260,996,971 | 153,999,032,927 | 70,261,964,044 |
| 10 | 警察費 | 45,109,159,389 | 44,472,337,350 | 636,822,039 |
| 11 | 教育費 | 198,994,224,560 | 196,975,959,551 | 2,018,265,009 |
| 12 | 災害復旧費 | 28,382,676,353 | 20,801,133,844 | 7,581,542,509 |
| 13 | 公債費 | 123,482,875,000 | 123,471,355,306 | 11,519,694 |
| 14 | 諸支出金 | 103,473,761,000 | 103,473,709,038 | 51,962 |
| 15 | 予備費 | 79,298,483 | 0 | 79,298,483 |
| | 歳出合計 | 1,323,223,593,581 | 1,187,223,510,375 | 136,000,083,206 |
| | | 歳入歳出差引残額 | 22,007,799,514 | |
| | | うち基金繰入額 | 4,972,000,000 | |

令和4年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

| 会計名 | 予算現額 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 歳入歳出差引残額 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 公債費 | 257,334,815,000 | 257,323,859,429 | 257,323,859,429 | 0 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 443,242,000 | 473,774,391 | 108,507,168 | 365,267,223 |
| 心身障害者扶養共済事業費 | 462,154,000 | 457,365,927 | 455,866,261 | 1,499,666 |
| 地方独立行政法人長野県立病院 機構施設整備等資金貸付金 | 5,920,401,000 | 4,998,272,836 | 4,998,272,836 | 0 |
| 国民健康保険 | 182,886,345,000 | 191,782,926,374 | 181,689,180,467 | 10,093,745,907 |
| 小規模企業者等設備導入資金 | 75,816,000 | 292,573,380 | 71,278,841 | 221,294,539 |
| 農業改良資金 | 49,798,000 | 209,748,348 | 48,549,120 | 161,199,228 |
| 漁業改善資金 | 3,572,000 | 1,967,126 | 600,000 | 1,367,126 |
| 県営林経営費 | 268,276,000 | 309,327,646 | 256,305,191 | 53,022,455 |
| 林業改善資金 | 28,852,000 | 278,403,278 | 324,609 | 278,078,669 |
| 高等学校等奨学資金貸付金 | 52,647,000 | 997,571,590 | 51,401,325 | 946,170,265 |
| 合計 | 447,525,918,000 | 457,125,790,325 | 445,004,145,247 | 12,121,645,078 |

5 監査第34号

令和5年(2023年)9月15日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 増田隆志

同 西沢利雄

同 青木孝子

同 山岸喜昭

令和4年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された、令和4年度長野県歳入歳出決算及び同附属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、令和4年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和4年度 長野県歳入歳出決算審査意見書**第1 審査の概要****1 審査の対象**

- (1) 令和4年度長野県一般会計
- (2) 令和4年度長野県特別会計
 - ア 長野県公債費特別会計
 - イ 長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
 - ウ 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
 - エ 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計
 - オ 長野県国民健康保険特別会計
 - カ 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
 - キ 長野県農業改良資金特別会計
 - ク 長野県漁業改善資金特別会計
 - ケ 長野県営林経営費特別会計
 - コ 長野県林業改善資金特別会計
 - サ 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- (3) 財産

2 審査の手続

この審査は、歳入歳出決算及び同附属書類について、以下の点に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施しました。

- 1 決算の計数は、正確であるか。
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正に行われているか。
- 3 財産の管理は、適正に行われているか。
- 4 決算に関する事務は、法令に適合し、適正に行われているか。

第2 審査の結果**1 決算の計数及び予算の執行、決算に関する事務等について**

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、関係帳簿、証拠書類と照合し、正確なものと認められました。

また、予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

ただし、一部に改善努力を要するものもあり、その内容は、後述の意見のとおりです。

2 決算の状況について**(1) 決算規模と収支状況**

一般会計は、歳入総額が1兆2,092億3,130万余円、歳出総額が1兆1,872億2,351万余円と、歳入、歳出ともに過去最大だった昨年度に次ぐ規模となりました。

歳入歳出差引額220億779万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、99億4,270万余円の黒字となり、これは前年度に比べると52億1,096万余円(110.1%)増加しています。

歳入を前年度と比べると、諸収入、繰越金、地方譲与税等が増加した一方で、県債、地方交付税等が減少となり、全体では237億9,504万余円(1.9%)減少しています。歳出については、商工費、民生費、教育費等が増加していますが、土木費、公債費、災害復旧費等が減少となり、全体では241億5,352万余円(2.0%)減少しています。

次に、特別会計は、歳入総額が4,571億2,579万余円、歳出総額が4,450億414万余円で、前年度に比べ歳入が33億528万余円(0.7%)、歳出が20億6,460万余円(0.5%)減少しています。

また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は121億2,164万余円の黒字となり、前年度に比べ黒字は12億4,067万余円(9.3%)減少しています。

(2) 県債の状況

一般会計の令和4年度発行額は、1,013億3,400万円(令和4年度末現在高:1兆8,953億8,588万余円)で、前年度発行額(1,469億366万余円)に比べ455億6,966万余円減少しています。このうち、臨時財政対策債の発行額は145億6,800万円で、前年度(429億600万円)より283億3,800万円減少しています。

また、特別会計の令和4年度発行額は、21億8,690万円(令和4年度末現在高:203億3,002万余円)で、前年度(17億4,630万円)に比べ4億4,060万円増加しています。

(3) 基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金及び予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の令和4年度末現在高(出納整理期間後)の合計は3,516億2,977万余円で、前年度(3,274億6,112万余円)に比べ241億6,865万余円増加しています。

基金全体では、令和4年度(出納整理期間後)の総額は4,170億6,878万余円(美術品取得基金を除く。)と、前年度(3,823億2,104万余円)と比べ347億4,773万余円増加しています。

(4) 財政分析

県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は、令和4年度は前年度から0.1ポイント減の9.7%となり、起債に国の許可が必要となる18%を下回っています。なお、令和3年度の全国平均は10.1%で、本県の全国順位は19位となっています。一方、県債残高など将来の負担の大きさを示す将来負担比率は、前年度から1.5ポイント増の159.2%となり、早期健全化基準の400%を下回っています。なお、令和3年度の本県の全国順位は18位となっています。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和4年度は92.4%となり、令和3年度の89.6%(全国平均:87.3%、全国順位38位)から2.8ポイント悪化しています。

財政の自立度を示す財政力指数は、令和4年度は0.50303となり、令和3年度の0.50787(全国平均:0.50034、全国順位21位)から0.00484悪化しています。

実質公債費比率が18%を超えていた平成18年度末に比べて、通常債の残高は約4分の3に減少しているなど、財政の健全化が進んできています。一方、令和元年度以降は災害復旧や国土強靱化にかかる県債の発行が増加しており、通常債の残高は4年連続で増加しています。

また、経常収支比率については、平成18年度と比べ、人件費及び公債費は減少しているものの、補助費等が増加していることから、ほぼ同じ水準にあり、財政の硬直化について引き続き注意が必要です。

第3 審査の意見

本県の財政状況は、社会保障関係費が増加していることに加え、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用した防災・減災対策の積極的な推進等により、通常債の残高が4年連続で増加しているところ、今後、価格高騰や海外経済のリスクに起因する県税収入の減少、金利上昇による公債費負担の増加等により、これまで以上に厳しい状況に置かれることも懸念されます。

こうした中、令和5年3月に「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン3.0)」(以下「新5か年計画」という。)が策定され、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を基本目標に、主要目標を40、施策達成目標を128設定しています。

また、同じく令和5年3月に「長野県行政・財政改革方針2023」(以下「改革方針2023」という。)が新たに策定され、今までの「長野県行政経営方針」の取組を継承・発展し、「新5か年計画」を着実に推進するための持続可能な行財政基盤を構築することとしています。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意して、積極的な収入の確保に努めるとともに、限られた財源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果を一層高める財政運営を心掛けてください。

1 健全な財政運営の推進

令和5年度の県財政は、歳入面では県自主財源の根幹である県税が最近の経済情勢等を勘案すると減収となる見通しで、地方交付税などの依存財源や基金の取崩しに頼る脆弱な構造となることが見込まれます。歳出面では新型コロナウイルス感染症対応事業や中小企業融資制度資金が減少する一方、社会保障関係費などが増加しています。

このような中、「新5か年計画」の推進を図り、基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を実現

するためには、限られた財源と人的資源を必要とところに重点的に投下する必要があります。

「改革方針2023」の中では「持続可能な財政構造の構築」で「質の高い行政サービスを提供し続けるため、歳入確保や事業の選択と集中の強化によるトータルコストの削減、将来世代への過度な負担の抑制に取り組みます。」としています。令和4年度末の県債残高は、一般会計と特別会計を合わせた総額で1兆9,157億1,591万余円となり、前年度と比べ78億6,771万余円増加しています。また臨時財政対策債を除いた残高で比較すると、284億7,938万余円増加しています。一方、令和4年度末の財政調整のための基金残高は639億6,012万余円となり、前年度からわずかですが減少しました。

今後も社会保障関係費の増加や社会の変化に即した事業への対応、防災・減災対策の推進等が必要となることが見込まれます。将来にわたり必要な事業を確実に実施していくためにも、県財政が厳しい状況に置かれていることを共通認識として、将来世代に過度な負担を残さない財政運営を引き続き推進してください。

また、デジタル社会や脱炭素社会の構築など、社会情勢の急速な変革を踏まえて、持続可能な行財政基盤の構築をするための改革をより一層推進してください。

(主な所管部局：総務部 財政課)

2 収入未済の解消等

令和4年度末の収入未済額は、前年度に比べ、2億7,520万余円減少し、総額39億3,967万余円(前年度比93.5%)となっています。その内訳は、一般会計が26億4,068万余円(同91.8%)、特別会計が12億9,898万余円(同97.2%)です。

収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。

県税の収入未済額は14億3,696万余円で、前年度(15億9,898万余円)より1億6,202万余円減少(同89.9%)し、収入未済額がピークだった平成21年度(68億4,933万余円)の約5分の1と、削減努力が認められます。

また、一般会計の税外未収金は12億372万余円で、特別会計の未収金、12億9,898万余円を加えると、税外未収金の総額は25億270万余円となり、前年度に比べ1億1,317万余円減少しています(同95.7%)。全体では未収金が減少していく傾向があるものの、多額の未収金を抱えている機関については、引き続き、その縮減に的確に取り組んでください。なお、弁護士法人や民間の債権回収会社等への未収金回収業務の委託の取組は、一定の効果があると認められることから、今後もその導入について検討してください。収入未済の縮減に向け、特に留意改善を求めるものは別記のとおりです。

不納欠損額は、前年度と比べ、1億3,779万余円増加し、総額3億994万余円(同180.0%)となっています。その内訳は、一般会計が3億724万余円(同178.9%)、特別会計が270万余円(同584.9%)となっています。債務者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、債権回収の可能性を個別に分類するなどして、公平性に留意しつつ債権管理を適切に行ってください。

なお、「改革方針2023」は主な取組の一つとして税外未収金縮減の取組をあげ、「実務的な事務処理マニュアルを作成」し、「債権管理の適正化と効率化を図るため、部局ごとに行われている債権回収業務の集約化や、債権の回収・放棄等に関する統一的な取扱いを検討」する、としています。債権の中には、古くから残っている小口の債権が多数あります。適正な受益者負担に基づき公平に徴収することは前提としつつ、適切な処理ができる仕組みが構築されることを期待しています。

また、北アルプス森林組合(旧「大北森林組合」、以下「組合」という。)の補助金不適正受給問題で、県が組合に対し請求した補助金返還及び損害賠償については、組合の支払計画に基づき令和4年度は市町村を通した間接補助分に331万余円、損害賠償分に48万余円の支払がありました。組合の計画では5年度以降、段階的に支払額を増やしていくこととされていますが、組合の4年度決算は赤字でした。計画どおりの支払には安定した経営が不可欠であることから今後も引き続き、計画が確実に履行されるよう、長野県森林組合連合会と連携しながら組合の経営改善に向けた指導、助言等を行ってください。

組合以外の補助事業者等に対し請求した補助金返還及び損害賠償についても、本庁林務部と現地機関が連携しながら計画的かつ確実な回収に努めてください。

(主な所管部局：林務部、収入未済のある部局)

3 県有財産の適正管理

県は、経営的視点に基づく総合的な利活用を推進する必要があることから、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」(平成29年3月策定)の下、令和3年3月に改定・策定した「施設の有効活用・転用集約化計画」及び「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有財産の総量縮小、有効活用、長寿命化、省エネ化などによる維持管理の適正化の4つを柱として取り組んでいます。

「総量縮小、有効活用」では、「施設の有効活用・転用集約化計画」(令和3年3月策定)に基づき個別の施設について廃止、転用、有効活用の区分ごとに取組を進めるとともに、未利用県有地について民間等へ15件、1億8,120万余円の売却を行いました。その件数、金額とも過去5年で最も少なくなりました。未利用県有地の財産管理者では、草刈り等の管理業務が負担となっている状況です。

また、「長寿命化」と2050ゼロカーボンの実現に向けた「省エネ化などによる維持管理の適正化」では、「施設の中長期修繕・改修計画」(令和3年3月策定、令和5年3月改定)において、計画的な修繕と機能強化(消費エネルギーの削減、ユニバーサルデザイン化、浸水対策)を行うこととしています。

さらには、「長野県橋梁長寿命化修繕計画(第3期)」(令和2年4月策定)、「長野県河川管理施設長寿命化計画(第2期)」(令和3年3月策定)をはじめとした、社会資本の長寿命化計画が建設部において策定されていて、順次修繕を進めていくこととし

ています。

県有施設等の使用料見直しの際には、受益と負担の観点から、地方公会計制度において整備した固定資産台帳や財務諸表をもとにした施設毎のフルコスト情報を把握し活用を図っていくこととしています。

県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続き、ファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

(主な所管部局：総務部 財政課、財産活用課、建設部)

4 県債残高の管理

一般会計の県債の令和4年度末現在高は、1兆8,953億8,588万余円と前年度(1兆8,869億3,328万余円)に比べ84億5,259万余円増加しています。その内訳は、普通債が273億7,155万余円、災害復旧債が34億792万余円増加した一方、臨時財政対策債などその他の県債が223億2,688万余円減少しています。

また、特別会計の県債の令和4年度末現在高は、203億3,002万余円と前年度に比べ5億8,487万余円減少しています。

なお、実質的な県債残高を把握するため、満期一括償還の県債について、長野県減債基金に積み立てた時点で償還したものとみなして、これを元金償還額に含めて計算すると、一般会計の県債の令和4年度末現在高は、総額では1兆6,092億円となり、令和3年度の1兆6,249億円と比較すると157億円の減少となる一方、臨時財政対策債を除いた令和4年度末残高は9,919億円で、令和3年度の9,878億円と比較すると41億円増加しています。

県の中期財政試算では、令和5年度の県債残高全体は減少する見通しとされておりますが、引き続き将来の財政負担を考慮し、自主財源の確保や事務事業の抜本的な見直しによる歳出の削減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

(主な所管部局：総務部 財政課)

5 債務負担行為等の適正な設定及び管理

債務負担行為が設定されているもののうち、物件の購入、工事の請負、利子補給等の後年度支出予定額は、一般会計で875億3,593万余円と前年度(679億7,047万余円)に比べ195億6,546万余円増加しています(前年度比128.8%)。また、これ以外に債務保証や損失補償等のようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがありますが、損失補償等の債務残高は120億6,359万余円で、前年度(150億8,237万余円)に比べ30億1,877万余円減少しています(同80.0%)。

長期にわたる債務負担行為の設定は、その必要性や設定内容を十分精査してください。また、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、累積債務が残る可能性を示している団体もあるので、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも引き続き留意してください。

(主な所管部局：総務部 財政課、損失補償のある部局)

6 職員のコンプライアンスの推進

県は「長野県行政経営方針」に基づき、県民の信頼と期待に応える組織づくりに向け、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革(しごとの質と生産性の向上)を推進してきました。

令和4年度は前年度に引き続き、全所属において「コンプライアンス推進月間」を設け、過去の不適切事案を題材として問題点を議論する等の取組を実施したほか、管理監督者に対する「コンプライアンス研修会」を開催し、業務に関するリスクマネジメントの強化を図りました。

そして、「長野県行政経営方針」を継承・発展させ、新たに「改革方針2023」を策定しましたが、今後も様々な機会を捉え、全職員のコンプライアンスに対する意識を一層高めて、適正な業務執行を行うことにより、県民に信頼される県行政となるよう一層努めてください。

なお、「改革方針2023」には「デジタル技術の徹底活用等による公務能率としごとの質の向上」が掲げられていますが、これは内部統制制度の効果的な運用の観点からも有用であると考えられますので、積極的に取り組んでください。

(主な所管部局：総務部 コンプライアンス・行政経営課、企画振興部)

(別記)

収入未済の解消に留意改善を求める主なもの

令和4年度の収入未済額が1億円を超え、継続的に収入未済の発生が見込まれるものは、次のとおりです。

ア 県営住宅使用料等

県営住宅使用料については、佐久、上田、諏訪、伊那、飯田、松本、長野の各地域において、管理代行制度を導入し、徴収業務を長野県住宅供給公社に委託しています。

未収金の縮減については、滞納者への明渡請求、支払督促及び給与差押等の法的措置を実施しています。また、退去者の滞納家賃等について、県外へ転出するなど徴収が困難なものは、効率的な債権回収に取り組める弁護士法人へ委託するなどしていますが、収入未済額は前年度比104.8%と増加しました。

(所管部局：建設部)

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、収入未済額発生の防止策として、新規貸付時は原則口座振替による償還、連帯保証人への償還開始通知の送付等を実施しており、未収金の縮減に向けては、全国のゆうちょ銀行での口座振替対応、回収が困難な長期化債権の回収業務を債権回収会社へ委託するなどの取組の結果、収入未済額が前年度比92.3%と一定の効果が認められました。

(所管部局：県民文化部)

ウ 小規模企業者等設備導入資金

小規模企業者等設備導入資金については、以前から債権回収会社に債権回収業務を委託し、中小企業高度化資金貸付金5,848千円、中小企業設備近代化資金貸付金554千円の未収金を回収したほか、継続的な債務者調査により回収の見込みがないと判断された債権を不納欠損処分した結果、収入未済額が対前年度比99.1%と減少しました。

(所管部局：産業労働部)

エ 高等学校等奨励金貸付金・高等学校等奨学資金貸付金

高等学校等奨励金貸付金及び高等学校等奨学資金貸付金については、納入催告を継続して実施するほか、滞納繰越分の一部の回収業務を弁護士法人へ委託するなど未収金回収の取組をする一方、新たな未収金の発生防止のため、口座振替による分割払いを行い、返還者の利便性の向上と確実な納付を図った結果、収入未済額が前年度より減少し（高等学校等奨励金貸付金：前年度比99.2%、高等学校等奨学資金貸付金：前年度比91.2%）、取組の効果が認められました。

(所管部局：教育委員会)

これらを所管する機関にあつては、収入未済を防止するために、早い段階で債務者と連絡を取るなど必要な措置を講ずるとともに、収入未済となったものについては、引き続き、個々の滞納者の状況を把握し、債権の状況を個別に整理した上で、債権回収会社等への委託を適切に組み合わせながら、効率的な滞納整理に努めてください。

〔収入未済額及び不納欠損額の内訳〕

| 会計 | 所管部局 | 内 容 | 収入未済額 | | | | 不納欠損額 | | |
|-------------------------------|-------|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|
| | | | 令和4年度 (A) | 令和3年度 (B) | 増 減 (A)-(B) | 前年度比 (A)/(B) | 令和4年度 (C) | 令和3年度 (D) | 増 減 (C)-(D) |
| 一 般 | 総務部 | 県税 | 円 1,436,963,660 | 円 1,598,987,591 | 円 △ 162,023,931 | % 89.9 | 円 171,091,679 | 円 138,391,904 | 円 32,699,775 |
| | | 県税に係る加算金(現年分・滞繰分) | 15,051,145 | 43,190,916 | △ 28,139,771 | 34.8 | 36,167,885 | 599,463 | 35,568,422 |
| | 県民文化部 | 社会福祉施設入所者負担金(児童福祉施設入所負担金) | 88,878,983 | 87,129,351 | 1,749,632 | 102.0 | 14,692,471 | 13,800,369 | 892,102 |
| | | 児童扶養手当過払返納金 | 15,104,110 | 15,512,310 | △ 408,200 | 97.4 | 0 | 1,411,130 | △ 1,411,130 |
| | 健康福祉部 | 看護職員修学資金 | 3,038,100 | 4,025,500 | △ 987,400 | 75.5 | 0 | 0 | 0 |
| | | 生活保護費返還金 | 58,370,933 | 49,047,418 | 9,323,515 | 119.0 | 2,339,855 | 9,730,169 | △ 7,390,314 |
| | | 障がい者施設支援費 | 3,983,399 | 3,548,949 | 434,450 | 112.2 | 610,780 | 124,599 | 486,181 |
| | | その他 | 8,852,442 | 7,615,174 | 1,237,268 | 116.2 | 0 | 166,800 | △ 166,800 |
| | 環境部 | 不法投棄された産業廃棄物の代執行経費 | 274,191,188 | 357,342,768 | △ 83,151,580 | 76.7 | 80,010,981 | 0 | 80,010,981 |
| | 産業労働部 | 新型コロナ中小企業者等特別応援金返還金 | 400,000 | 500,000 | △ 100,000 | 80.0 | 0 | 0 | 0 |
| 飲食・サービス業等グループ補助金の交付決定取消による返還金 | | 4,509,308 | 6,000,000 | △ 1,490,692 | 75.2 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 会 計 | 農政部 | 信州農業6次産業化推進事業補助金の交付決定一部取消しに伴う返還金 | 11,136,364 | 0 | 11,136,364 | 皆増 | 0 | 0 | 0 |
| | | 農業次世代人材投資事業(青年就農給付金含む)準備型返還金 | 9,175,000 | 5,105,000 | 4,070,000 | 179.7 | 0 | 0 | 0 |
| | 林務部 | 森林造成事業補助金返還 | 14,371,100 | 14,461,100 | △ 90,000 | 99.4 | 0 | 0 | 0 |
| | | 造林事業に係る補助金に関する損害賠償金 | 147,116,175 | 147,246,175 | △ 130,000 | 99.9 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設部 | 河川占用料 | 18,968,934 | 17,381,801 | 1,587,133 | 109.1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 県営住宅使用料等 | 261,480,062 | 249,615,671 | 11,864,391 | 104.8 | 2,217,393 | 6,848,924 | △ 4,631,531 |
| | | 事故等に係る原因者費用負担金 | 1,534,200 | 1,894,200 | △ 360,000 | 81.0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 契約解除に伴う補償金返還 | 99,521,879 | 99,521,879 | 0 | 100.0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 458,593 | 337,643 | 120,950 | 135.8 | 25,200 | 393,450 | △ 368,250 |
| | 教育委員会 | 高等学校等奨励金貸付金 | 163,940,671 | 165,232,837 | △ 1,292,166 | 99.2 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | | 2,465,640 | 2,800,901 | △ 335,261 | 88.0 | 90,640 | 229,422 | △ 138,782 | |
| 県警本部 | 交通信号機損傷事故に係る弁償金 | 0 | 293,200 | △ 293,200 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 電気需給契約者の破産手続開始決定に伴う損害賠償 | 1,175,337 | 1,175,337 | 0 | 100.0 | 0 | 0 | 0 | |
| 小計 | | 2,640,687,223 | 2,877,965,721 | △ 237,278,498 | 91.8 | 307,246,884 | 171,696,230 | 135,550,654 | |
| 特 別 会 計 | 県民文化部 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 161,483,183 | 174,953,785 | △ 13,470,602 | 92.3 | 75,000 | 461,814 | △ 386,814 |
| | 健康福祉部 | 心身障害者扶養共済事業費 | 8,288,830 | 8,658,330 | △ 369,500 | 95.7 | 181,200 | 0 | 181,200 |
| | 産業労働部 | 小規模企業者等設備導入資金 | 944,338,692 | 952,760,692 | △ 8,422,000 | 99.1 | 2,020,000 | 0 | 2,020,000 |
| | 農政部 | 農業改良資金 | 21,657,000 | 22,022,000 | △ 365,000 | 98.3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 漁業改善資金 | 1,600,000 | 2,260,000 | △ 660,000 | 70.8 | 0 | 0 | 0 |
| | 林務部 | 林業改善資金 | 15,706,508 | 16,212,508 | △ 506,000 | 96.9 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育委員会 | 高等学校等奨学資金貸付金 | 145,912,174 | 160,043,584 | △ 14,131,410 | 91.2 | 425,000 | 0 | 425,000 |
| | 小計 | | 1,298,986,387 | 1,336,910,899 | △ 37,924,512 | 97.2 | 2,701,200 | 461,814 | 2,239,386 |
| 合計 | | 3,939,673,610 | 4,214,876,620 | △ 275,203,010 | 93.5 | 309,948,084 | 172,158,044 | 137,790,040 | |

長野県告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第670号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第671号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県西駒郷の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字高田364番地1

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第672号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県障がい者福祉センター（長野県聴覚障がい者情報センターを除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字高田364番地1

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第673号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県聴覚障がい者情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字下駒沢586番地

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第674号

県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱（平成3年長野県告示第246号）は、令和6年1月15日限り、廃止します。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

資源循環推進課

長野県告示第675号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名又は名称 及び代表者の氏名 | 住所又は所在地 | 認定年月日 |
|---------------------------|---------------|-----------|
| 株式会社リビック長野 代表取締役 高田 慎二 | 長野市大字稲葉2744番地 | 令和5年12月8日 |

産業技術課

長野県告示第676号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県戸倉野外趣味活動センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

千曲市

(2) 主たる事務所の所在地

千曲市杭瀬下二丁目1番地

2 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第677号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本平広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社TOYBOX

(2) 主たる事務所の所在地

松本市大字島立635番地1

2 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第679号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年1月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月25日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 143号

3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------------|-----|-----------------|--------------|
| 松本市中川4440番の4地先から 松本市中川4109番の4地先まで | 旧 | 5.5 ~ 24.0 m | 1.4850 km |
| 同 上 | 新 | 5.5 ~ 24.0 | 1.4850 |
| 同 上 | | 11.6 ~ 55.8 | 1.3600 |

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年1月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月25日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

- 1 路 線 名 143号
- 2 供用を開始する区間
松本市中川4440番の4地先から
松本市中川4109番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和5年12月25日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年1月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月25日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

- 1 (1) 路 線 名 403号
(2) 供用を開始する区間
下高井郡木島平村大字上木島字木島51番の3地先から
下高井郡木島平村大字上木島字木島36番の3地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和5年12月28日
- 2 (1) 路 線 名 馬曲木島停車場線
(2) 供用を開始する区間
下高井郡木島平村大字上木島字木島89番の2地先から
下高井郡木島平村大字上木島字木島90番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和5年12月28日

道路管理課

長野県公安委員会告示第77号

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年長野県公安委員会規則第7号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項を次のとおり告示し、令和6年1月4日から施行します。

令和5年12月25日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

| 名 称 | 条 項 |
|------------------------------|--------|
| 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号） | 第14条の2 |

生活安全企画課

長野県公安委員会告示第78号

質物保管設備基準（平成4年長野県公安委員会告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和5年12月25日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

第5条第2項中「甲種防火戸又は乙種防火戸」を「防火設備」に改める。

生活安全企画課

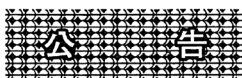
長野県公安委員会告示第79号

長野県古物営業法施行規程（昭和47年長野県公安委員会告示第101号）は、令和5年12月25日限り、廃止します。

令和5年12月25日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

生活安全企画課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画下水道 飯田市公共下水道
- 縦覧場所
長野県環境部生活排水課及び飯田市上下水道局下水道課

生活排水課

公告

県営穂波地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。
この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。
また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営穂波地区土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
令和5年12月26日から令和6年1月29日まで
- 縦覧の場所
上水内郡信濃町役場

農地整備課